

委託業務（し尿収集運搬業務）について

1 現在のし尿収集運搬体制について

収集体制	業者数	収集区域	車両数	委託料	収集料金
委託制	2 業者	市が指定する区域	1 業者につき 稼働 1 台 予備 1 台	収集量、収集件数に関わらず委託業務専用として運用する人件費、車両費、管理費等の経費見込み	260 円／18 リットル

2 現在のし尿収集運搬体制における課題

現在の委託方法は、収集量に関わらず車両を業務の専用車両（稼働車両 1 台、予備車両 1 台）として維持するために必要となる経費を算出し契約している。し尿収集量は直近 10 年間で約 40% 減少しており、今後も減少傾向が見込まれ、委託業務の専用車両として契約する現在の方法は、収集量が減少しても他の業務で車両を使用できず、非効率化が進むことから見直しが必要な状況となっている。また、受益者からの依頼は、市を介して業者に伝達するため、聞き取り内容に齟齬が生じたり、即時の対応ができない等の問題点もある。

3 収集運搬体制の見直し（案）

①見直しの方向性について

し尿収集運搬業務は、現在の体制から業務効率の向上を図るため、下記 2 つの方法による見直しが想定される。

I 委託制を継続し、契約方法等の見直しを行う。

II 委託制から許可制に移行する。

I の契約方法等の見直しを行う方法は、委託業務と許可業務で車両を併用し業務効率の向上を図るほか、他市のし尿収集運搬が湖西市の条例料金程度で実施できている状況から、委託料は、要する経費を検証し算定方法の見直しを行うことが想定される。

II の許可制に移行する方法は、業者の裁量の幅が広がり効率的な収集体制を構築できる業者側のメリットのほか、受益者と業者が直接連絡を取り合うことで内容が伝わり易く、即時の対応、柔軟な対応が可能となる受益者のメリットも生まれることが想定される。

I、II を比較し、II の許可制による方法がより市の衛生保持に資すると考えられる。

②見直し後の収集運搬体制

収集体制	業者数	収集区域	許可車両数	収集料金
許可制	3 業者	市内全域	許可業務と車両を併用（※）	業者設定

※収集量に応じ、許可車両として委託業務の稼働車両を追加することを想定している。

③見直し案の適用時期

受益者への周知期間を設け、一般廃棄物収集運搬許可の更新時期に合わせ可能な限り早期に移行する。